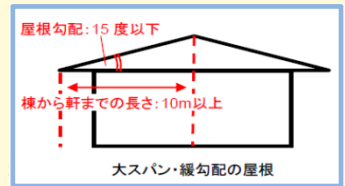


構造NEWS

今年もお世話になりました。皆様、よいお年をお迎えください。

■積雪後の降雨の影響を考慮した積雪荷重の割り増し（平19国交告第594号第2第三号ホ）が、平成31年1月15日に施行されます。

多雪区域以外の区域にあって、最上端から最下端までの水平投影長さが10m以上、かつ、勾配が15度以下の屋根を有する建築物については、構造計算に当たり、降雨の影響を考慮した積雪荷重の割り増しが必要となる場合があります。



建築物の構造関係技術基準解説書の「2018年追補」に、解説が追加されています。
<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>

なお、屋根版が鉄筋コンクリート造の場合は適用の対象から除外されていますが、合成スラブの場合は、在来RC造屋根版と比較して相対的に重量が軽いか重いかを、実況に応じて個別に判断する必要があります。非歩行屋根で、山上コンクリート厚が薄い場合などは、ご注意ください。

■支店からのお知らせ

下記の期間、全ての業務を休止させていただきます。ご不便、ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年12月28日(金)12時～平成31年1月7日(月)9時

法令クイズ！ 真実か？ウソか？ ～XY方向別計算ルートの採用～

高さ20m以下の「鉄筋コンクリート造」建築物は「桁行方向ルート3及び張り間方向ルート1」で構造計算をすることができるのは知っているよね!!



そこで問題!!「鉄骨造」建築物で「ルート1-1及びルート1-2のXY方向別ルート」は場合によっては採用できる!! 「○真実か、×ウソか」

各々の方向で「ルート1-1の規定及びルート1-2の規定」を満たせば「告593号第一号イ及びロを満足」することになるのでできるはずだね!!つまり答えは「○真実」だ!!



告593号 → 平19国交告第593号
参照図書: 2015年版建築物の構造関係技術基準解説書 p.27～(第1版)

オレも同じで「○真実」だと思っよ。先日、「ルート1-1及びルート2のXY方向別ルート」で確認申請を下したばかりなんだ!! 「ルート2をルート1-2」にするだけなんだからできるに決まっているよね!!



正解は「×ウソ」だ! まず、「方向別ルートについては告示593号とは別に告示」があるんだ。だから「各々の方向でルート1-1、ルート1-2を満足すれば法適合する」との判断は誤りになる。



そして「告1274号及び告189号」には「方向別のルート1-1、ルート2の適用範囲は規定されているのだが、ルート1-1、ルート1-2に対するものは無い」から正解は「×ウソ」になるんだよ。



告1274号 → 平19国交告第1274号
告189号 → 平27国交告第189号
参照図書: 2015年版建築物の構造関係技術基準解説書 p.44～(第1版)

画像は株式会社ワタナベインターテイメントのLINEスタンプを引用。

編集後記



私は、推理小説を頭から読んで結末を楽しみにするように、構造計算書も1ページ目から順に読みたいのです。しかし、実際は、推理小説を最後から読み始めて結果を確かめてから読むといったように、必要な情報を見つけ出し、優先度の高い部分から読んでいます。(山)

